

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

○低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

二

○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

(道立病院管理室)

三

公告

○北海道建設部手数料条例第四条の規定に基づく手数料の免除

(建設部総務課)

四

公布された規則のあらまし

◇北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七十八号)

一 趣旨

身体障害者等に係る自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免並びに身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免の対象となる範囲の拡大を行うこととともに、地方税法の改正等に伴い規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 再開発会社が市街地再開発事業の施行に伴い取得する不動産について納税義務の免除措置を講ずることとするに伴い、規定を整備することとした(第十四条、第十四条の三及び第四十九条の四関係)。

2 自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免の対象となる身体障害者等のうち視覚障害者に係る範囲を拡大することとした(第六十七条の十八第一項関係)。

3 自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免の対象となる社会福祉施設の範囲を拡大することとした(第六十七条の十八第三項関係)。

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 規則改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七十九号)

一 趣旨

農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令の改正にかんがみ、特定工業等導入地区における道税の課税の特例の適用を受ける要件について改めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 題名を「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則」に改めることとした。

2 特定工業等導入地区等に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除適用について、生産設備の取得価額の要件を二千八百万円超から三千万円超に改めることとした(第十条第一項関係)。

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 規則改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八十号)

一 趣旨

新たに特別な長期の入院に係る使用料の額を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(以下「告示第八十八号」という。)第三号の規定により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料の額を、告示第八十八号第三号に規定する通算対象入院料に相当する点数に百分の十五を乗じて得た点数に十三円を乗じて得た額とすることとした(第六条第一項関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十八号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和二十九年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条第二項及び第十四条の三中「第七十三条の二十七の四第三項」を「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項及び第八項」に、「及び」を「並びに」に改める。
第四十九条の四の見出し中「市街地再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、同条第二項中「第四十四条の十の四第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第四十四条の十の四第六項」を「第四十四条の十の四第九項」に改める。
第四十九条の七第一項第二十七号中「低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

第六十七条の二第二項中「陸運支局」を「運輸支局」に改める。

第六十七条の十八第一項第一号の表視覚障害の項中「四級の二」を「四級」に改め、同条第三項第二号中「知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」を「知的障害者デイサービスセンター」、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同項第四号中「規定する」の下に「老人デイサービスセンター、老人短期入所施設」を加え、同項第五号中「及び身体障害者授産施設」を「、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五項の次に次の二号を加える。

六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第二条第三項第十号に規定する事業を行うものに限る。）

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター

別記第二十二号様式その二摘要中「陸運支局」を「運輸支局」に改める。

別記第五十八号様式の三その一表中「陸運」を「運輸」に改め、同様式その三中「陸運」を「運輸」に改める。

別記第六十一号様式の二中

陸運
かな

運輸	運輸	か

に改める。

な	番 号

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条、第十四条の三及び第四十九条の四の規定は、平成十四年六月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。
- 改正後の規則第六十七条の十八第一項第一号及び第三項の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税及び平成十四年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、平成十三年度分までの自動車税及び同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十九号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和六十年北海道規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

第一条中「低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

第二条第二項中「第七条」を「第十条」に改め、「第九条、」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「二千八百万円」を「三千万円」に、「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に改め、同条第三項及び第五項中「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に改める。

第十一条第一項中「第十二条第一項の表の第四号又は第四十五条第一項の表の第四号」を

「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」に改める。
第十二条第一項中「第十二条第一項の表の第五号又は第四十五条第一項の表の第五号」を「第十二条第一項の表の第四号又は第四十五条第一項の表の第四号」に改める。

第十五条第一項中「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改める。

第十六条第一項第四号、第十七条第一項第三号及び第十八条第二項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。

別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式その一付表イ注4の事項中「低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

別記第三号様式その三注3(3)の事項、4(1)イの事項及び5(2)の事項並びに同様式その四注3(3)の事項、4(2)の事項及び5(2)の事項中「特定工業等導入地区」を「特定工業等導入地区」に改める。

別記第四号様式その一中「北海道知事(次長等)」を「北海道 次長等」に改め、同様式その一注意の事項中「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用すること妨げない。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則(昭和四十三年北海道規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中

特別病室使用料 一日につき 五千元

特別病室使用料 一日につき 五千元

特別長期入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十四年厚生労働省告示第八十八号。以下「告示第八十八号」という。)第三号に規定する通算対象入院料に相当する点数に百分の十五を乗じて得た点数に、十三円を乗じて得た額	告示第八十八号第三号の規定により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料(告示第八十八号第四号に規定する者に係るものを除く。)
---------	---	---

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道病院事業条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定の適用については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から施行日から起算して一年を経過した日の前日までの間においては同項の表中「百分の十五」とあるのは「百分の五」とし、施行日から起算して一年を経過した日から施行日から起算して二年を経過した日の前日までの間においては同表中「百分の十五」とあるのは「百分の十」とする。

3 改正後の規則第六条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間においては、同項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行日から施行日から起算して一年を経過した日の前日まで	告示第八十八号第四号に規定する者	告示第八十八号第四号に規定する者及び北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則(平成十四年北海道規則第八十号)の施行の日前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者
-----------------------------	------------------	--

施行日から起算して一年を経過した日から施行日から起算して一年六月を経過した日の前日まで	百八十日	百八十日（北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則（平成十四年北海道規則第八十号）の施行の日前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については三年）
施行日から起算して一年六月を経過した日から施行日から起算して二年を経過した日の前日まで	百八十日	百八十日（北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則（平成十四年北海道規則第八十号）の施行の日前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については二年）

公 告

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次の1に規定する手数料について、2に該当するものについては、当該手数料を免除する。

平成14年7月10日

北海道知事 堀 達 也

1 手数料の種類 条例別表19の2の項に規定する手数料
2 対 象 申請する者が国（土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）以外の法令の規定により法第125条第1項の国とみなされる者を含む。）又は北海道（法以外の法令の規定により法第125条第1項の都道府県とみなされる者のうち道内に所在するものを含む。）である場合